

行方市告示第1号

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月19日

行方市長 高須敏美

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、子育て家庭における監護する子の、一定の年齢時期に係る費用の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を向上させ、健全な育成を支援することを目的とする行方市入学時等支援金及び行方市高校生通学支援金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。
- (2) 中学校 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部をいう。
- (3) 高等学校 中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校をいい、同法第125条第1項に規定する高等課程に係るものに限る。)及び特別支援学校の高等部をいう。
- (4) 行方市入学時等支援金 小学校、中学校及び高等学校(以下「小学校等」という。)に入学する際に、又は中学校を卒業し、就職等をする際に支給される支援金をいう。
- (5) 行方市高校生通学支援金 高等学校に在学する者であって、現に通学する者に支給される支援金をいう。

(対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、当該年度の5月1日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者で、現に市に居住し、当該年度に年齢計算ニ関スル法律(明治35年法律第50号)第1項の規定による7歳、13歳、16歳、17歳及び18歳になる者とする(以下「対象児童等」という。)。

2 支援金の支給を受けることができる者は、対象児童等を現に監護している者であって、当該年度の5月1日現在において住民基本台帳法に基づき、市の住民基本台帳に記録され

ており、現に市に居住している者とする(以下「支給対象者」という。)。

(支援金の種類等)

第4条 支援金の種類、支給要件及び支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 対象児童等が小学校等に入学していない場合、対象児童等を監護していることを証明するものを前項に規定する申請書に添付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、証明すべき事実を市が整備する公簿等によって確認できときは、当該書類を省略することができる。

(申請の期間)

第6条 支援金の申請期間は、対象児童等となる年度の7月31日までとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、支援金を支給することが適當であると認めたときは、行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、次の各号のいずれかに該当し、支援金を支給することが適當でないと認めたときは、行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(1) 第3条第1項に規定する対象児童等として認められないとき。

(2) 第3条第2項に規定する支給対象者として認められないとき。

(3) 第5条第1項及び第2項に規定する申請書又は添付書類に不備があるとき。

(支給方法)

第8条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、指定された口座に支援金を振り込むものとする。

(支給の時期)

第9条 支援金は、第7条第1項の規定による決定をした日から2月以内に支給するものとする。

(対象者からの除外)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しない。

- (1) 支援金の申請日前に、対象児童等が死亡したとき。
- (2) 支援金の支給決定前に、対象児童等又は申請者が転出したとき。
- (3) その他市長が不当と認めたとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第11条 支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支援金の返還)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたときは、支給した支援金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を返還させるときは、速やかに申請者に対し行方市入学時等支援金・高校生通学支援金返還請求書(様式第4号)によりその旨を通知するとともに、支援金を返還させるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(行方市子育て応援ニコニコ(式湖式湖)支援金事業支給要綱の廃止)

2 行方市子育て応援ニコニコ(式湖式湖)支援金事業支給要綱(令和4年行方市告示第38号)は、廃止する。

別表(第4条関係)

支援金の種類	支給要件	支給額
行方市入学時等支援金	第3条第1項に規定する対象児童等であって、7歳、13歳又は16歳になる者	各年齢になる度に20,000円
行方市高校生通学支援金	第3条第1項に規定する対象児童等かつ高等学校に在学し、現に通学する者であって、16歳、17歳又は18歳になる者	各年齢になる度に30,000円

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

申請者
住 所
氏 名
電話番号

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給申請書

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給事業実施要綱第5条第1項の規定により、支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

(1) 対象 児童等	フリガナ		フリガナ	
	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	
	学校名	年生	学校名	年生
	フリガナ		フリガナ	
	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	
	学校名	年生	学校名	年生
(2) 支援 金振込 口座	<input type="checkbox"/> 児童手当口座を利用する。 <input type="checkbox"/> その他口座を利用する。(下記、記入してください。)			
	金融機関	銀行 農協 信用金庫	支店	預金種目 1 普通 2 当座
	口座番号	(フリガナ) 口座名義人		
添付書類				
・対象児童等が小学校等に入学していない場合は、対象児童等を監護していることを証明できる書類 ・高等学校に在学していることが確認できる書類(在学証明書又は生徒手帳等) ※高等学校に在学し、通学をしている方のみ ・口座が確認できる書類 ※上記(2)支援金振込口座の欄で、「その他口座を利用する。」を選択した場合				

備 考 振込口座は、申請者の名義とします。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者

様

行方市長

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった行方市入学時等支援金(及び行方市高校生通学支援金)の支給について、下記のとおり決定したので、行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。なお、支援金は申請時に指定された口座に振り込みます。

記

1 対象児童等

住所	行方市		
①	氏名		
	支援金の種類	支援金の額	円
②	氏名		
	支援金の種類	支援金の額	円
③	氏名		
	支援金の種類	支援金の額	円
④	氏名		
	支援金の種類	支援金の額	円

2 支援金の合計額(①~④) : 金 円

(内訳) 行方市入学時等支援金 : 金 円

行方市高等学校通学支援金 : 金 円

3 振込年月日 年 月 日

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者

様

行方市長

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった行方市入学時等支援金(及び行方市高校生通学支援金)の支給について、下記のとおり却下しますので、行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 対象児童等

住所	行方市
氏名	
氏名	
氏名	
氏名	

2 却下理由

(不服申し立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取り消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表する者は、行方市長となります。),提起することができます。ただし、この処分があった知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

申請者

様

行方市長

行方市入学時等支援金・高校生通学支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で支給決定した行方市入学時等支援金(及び行方市高校生通学支援金)について、行方市入学時等支援金・高校生通学支援金支給実施要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還金額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還請求理由

(不服申し立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取り消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表する者は、行方市長となります。),

提起することができます。ただし、この処分があった知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。